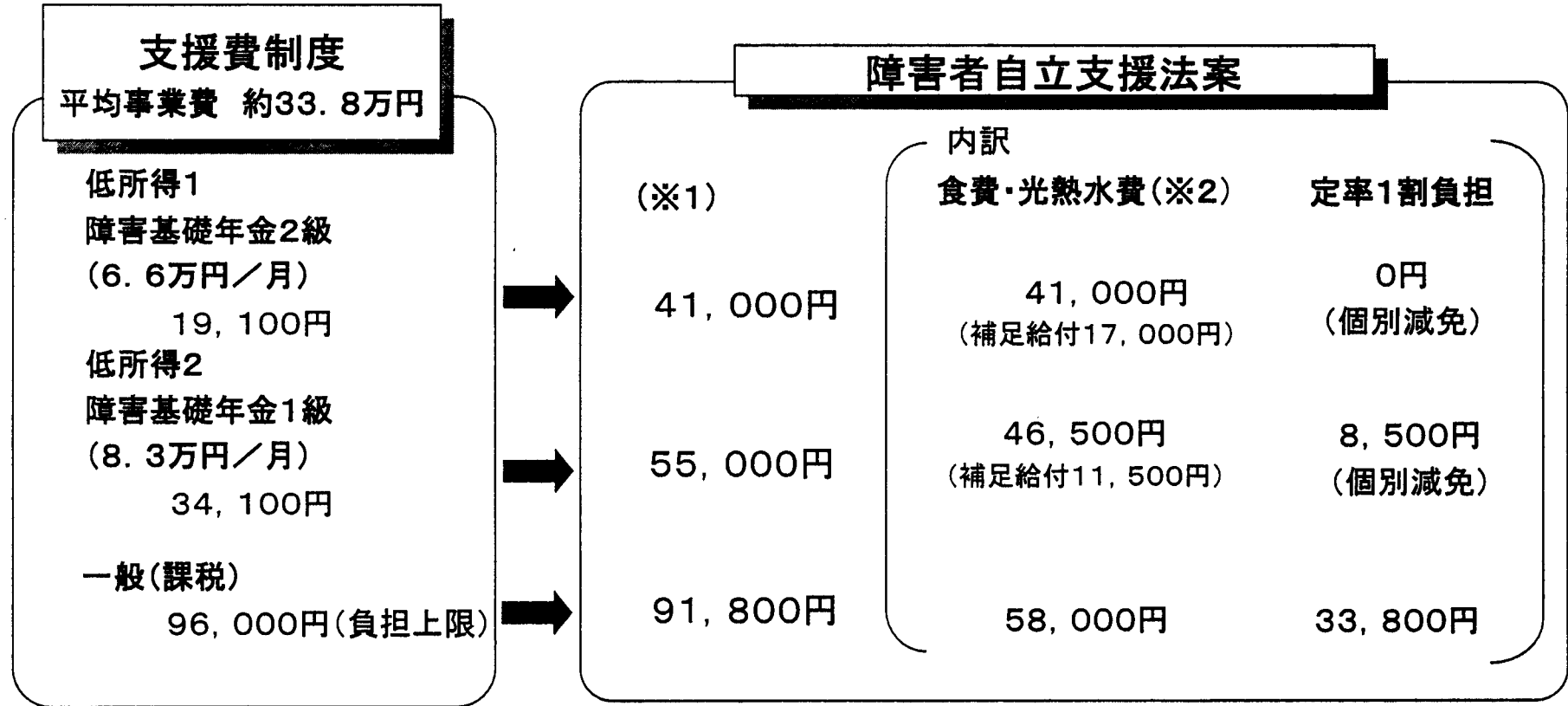


施設

身体障害者療護施設入所者の例（20歳以上）

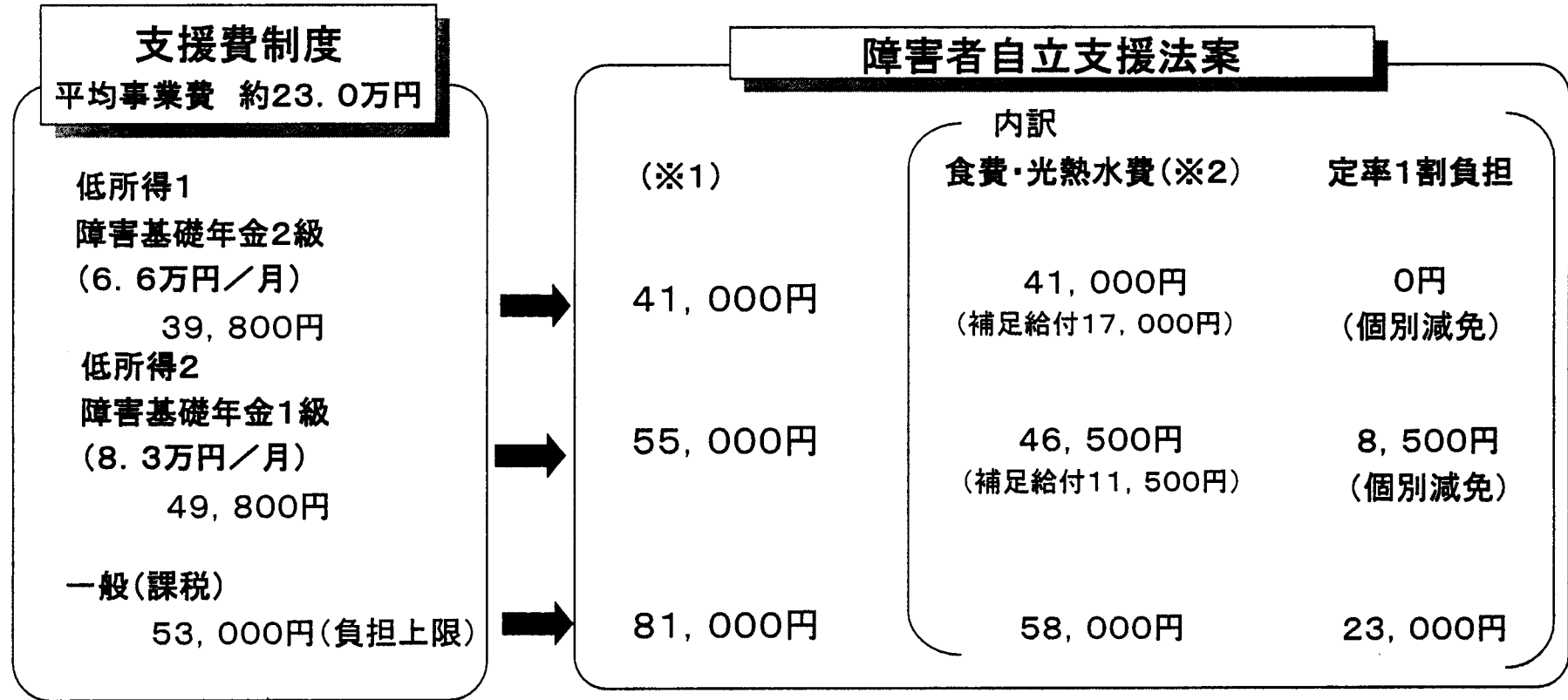


※1 日用品費、医療費は別途、自己負担(身体障害者支援費制度においても自己負担であった。)

※2 入所施設の食事代(食費:4.8万円/月、光熱水費:1.0万円/月)

施設

知的障害者更生施設入所者の例（20歳以上）



※1 日用品生活費、医療費は別途、自己負担(知的障害者支援費制度においては、給付対象であったため、新たな自己負担となる。)

※2 入所施設の食事代(食費:4.8万円/月、光熱水費:1.0万円/月)

※ 数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(1円単位まで計算)

在 宅

知的障害者グループホームで生活し 通所施設（月22日利用）に通う例

支援費制度	
平均事業費	
グループホーム	約6.6万円
通所更生	約14.9万円
低所得1	
障害基礎年金2級 (6.6万円/月)	
	0円
低所得2	
障害基礎年金1級 (8.3万円/月)	
	0円
一般(課税)	
	26,500円(負担上限)

障害者自立支援法案

内 訳		
食費・光熱水費(※)	定率1割負担	
5,100円 (食材料費のみ負担)	0円 (個別減免)	
5,100円 (食材料費のみ負担)	2,100円 (個別減免)	
14,300円	21,500円	

(注) 低所得1: 市町村民税非課税世帯で、支給決定にかかる障害者(又は障害児の保護者)の収入が80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下である世帯に属する者

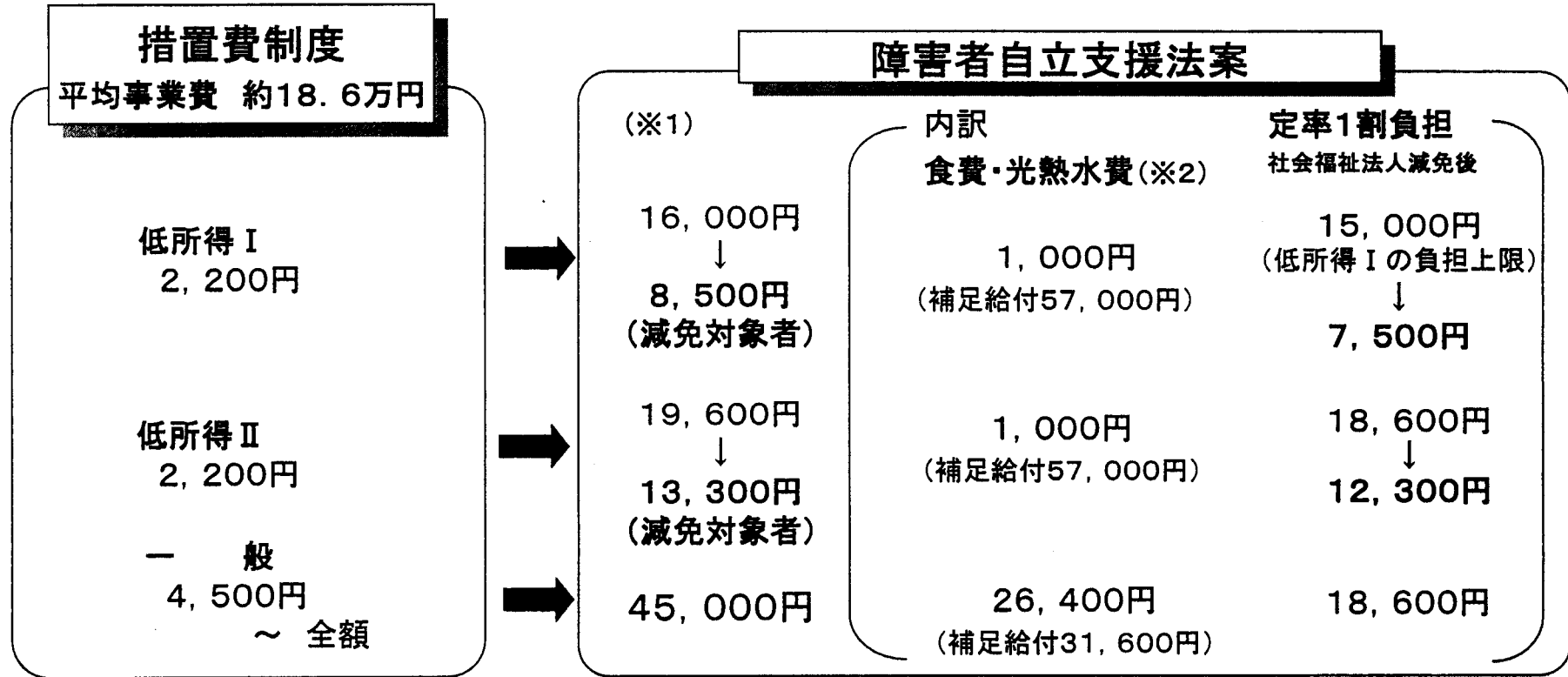
低所得2: 3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入である世帯に属する者(市町村民税の均等割非課税世帯)

※ 低所得者については、激変緩和措置として、食費のうち人件費相当分を給付するため、食材料費だけの負担(施行後3年間の経過措置)

※ 数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(1円単位まで計算)

施設

知的障害児施設入所者の例(18歳未満)



(注) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であつてかつ、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下の者

低所得2: 市町村民税均等割非課税世帯。3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入である世帯に属する者

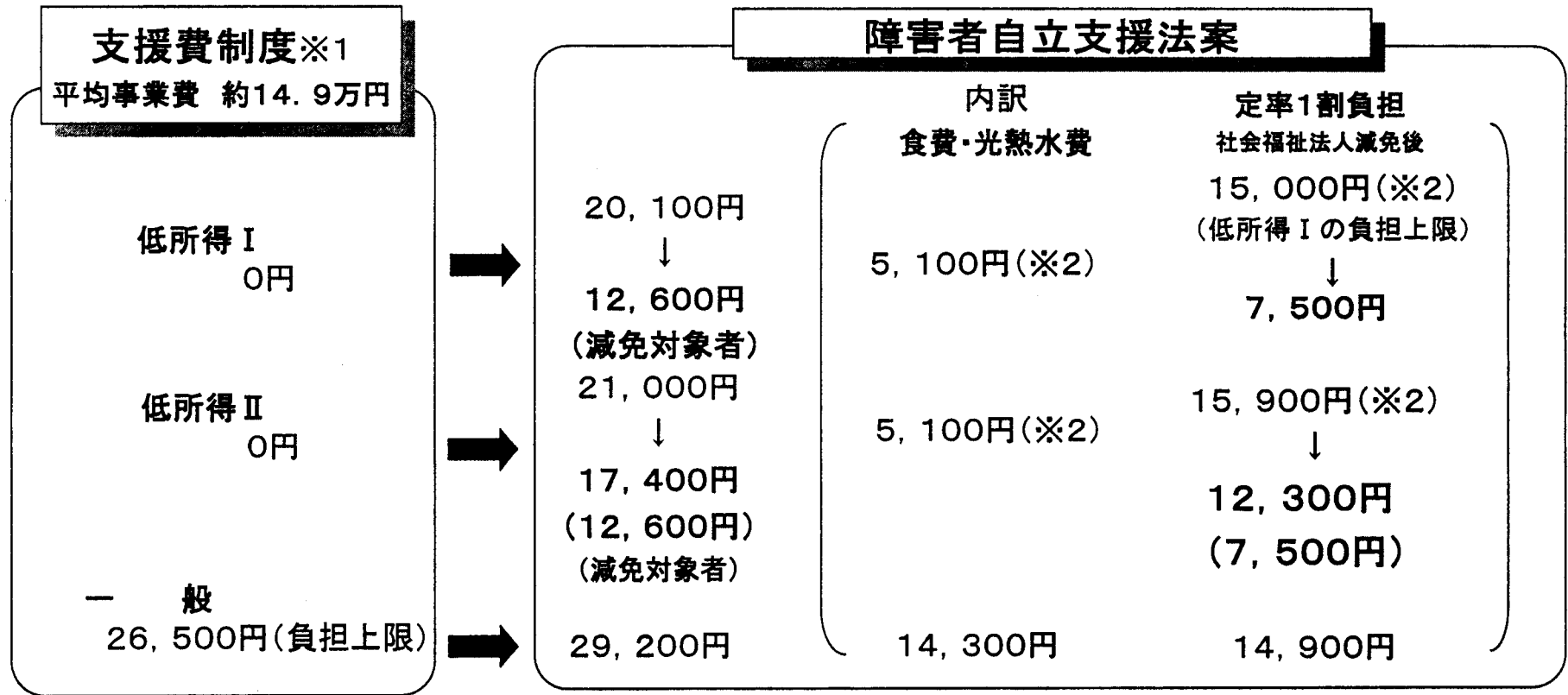
※1 日用品費、医療費は別途、自己負担(措置費制度においては、給付対象であつたため、新たな自己負担となる。)

※2 入所施設の食事代(食費:4.8万円/月、光熱水費:1.0万円/月)

※ 数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(1円単位まで計算)

在 宅

知的障害者更生施設通所者の例



(注) 低所得1: 市町村民税均等割非課税世帯であつて、かつ、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円(障害基礎年金2級相当:月額6.6万円)以下の者

低所得2: 市町村民税均等割非課税世帯。3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入である世帯に属する者

※1 支援費制度の利用者負担額については、利用者本人の所得階層をあてはめたもの。

※2 低所得者については、激変緩和措置として、食費のうち人件費相当分を給付するため、人件費の1割(定率負担分として1,000円)と食材料費の負担(施行後3年間の経過措置)

